

財政制度等審議会 財政投融资分科会

説明資料

株式会社国際協力銀行

令和 2 年 10 月 27 日

財務省理財局

<目 次>

1. 令和 3 年度要求の概要

2. 編成上の論点

(1) 論点：今後の自己資本（リスクバッファ）の水準

(2) 論点を巡る状況

- ・ 大型案件の実績と見込み
- ・ これまでの自己資本等の推移
- ・ 自己資本比率向上に資する取組み
- ・ 今後の視点

1. 令和 3 年度要求の概要

2. 編成上の論点

(1) 論点：今後の自己資本（リスクバッファ）の水準

(2) 論点を巡る状況

- ・ 大型案件の実績と見込み
- ・ これまでの自己資本等の推移
- ・ 自己資本比率向上に資する取組み
- ・ 今後の視点

1. 令和3年度要求の概要①（財政計画）

- JBICは、令和3年度要求において、質の高いインフラ整備や海外M&Aをはじめとする海外展開支援、新型コロナウイルス対応金融支援等のために必要な資金として、財政融資2,610億円（一般業務：2,000億円、特別業務：610億円）、政府保証11,400億円（一般業務：11,200億円、特別業務：200億円）を要求。

	合計			一般業務			特別業務		
	3年度要求	2年度計画	増減	3年度要求	2年度計画	増減	3年度要求	2年度計画	増減
事業規模	27,000	24,000	3,000	26,000	23,000	3,000	1,000	1,000	—
財源	27,000	24,000	3,000	26,000	23,000	3,000	1,000	1,000	—
財政投融资	15,610	12,435	3,175	14,700	11,525	3,175	910	910	—
財政融資	2,610	2,810	▲200	2,000	2,200	▲200	610	610	—
産業投資	1,600	800	800	1,500	700	800	100	100	—
政府保証外債 (5年以上)	11,000	8,425	2,575	11,000	8,425	2,575	—	—	—
政府保証外国通貨 長期借入金 (5年以上)	400	400	—	200	200	—	200	200	—
自己資金等	11,390	11,565	▲175	11,300	11,475	▲175	90	90	—

1. 令和3年度要求の概要②（成長戦略等を踏まえた産業投資要求）

- インフラ・資源開発事業やM&Aは、一般的に大規模・長期。熾烈な国際競争の中、本邦企業は高リスク国を含む新市場の開拓を模索。また、ホスト国政府は民活事業を推進する中で政府としての関与を抑制しており、個別案件のリスクは高まる傾向。
- 海外展開支援等は、民間金融だけで十分な資金供給を行うことは困難であり、公的機関のリスクテイク機能強化が課題。結果、民間金融機関に比し、特定の途上国や債務者に与信が集中する傾向。
- こうした案件に対する出融資業務等に必要なりスクバッファや原資として、産業投資1,600億円（一般業務：1,500億円、特別業務：100億円）を要求。

【参考】

経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)(抄)

第3章「新たな日常」の実現

5. 新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現

(4) 持続可能な開発目標(SDGs)を中心とした環境・地球規模課題への貢献

今回の感染症拡大を機に、我が国として、官民が連携して国内外でSDGs推進の機運を醸成し、国際ルールづくりを主導し、イノベーションや関連投資・事業を強化する。今後の10年を2030年の目標達成に向けた「行動の10年」とすべく、人間の安全保障の理念に基づき、具体的な取組を加速する。特に、質の高いインフラ、環境・気候変動・エネルギー、保健といった分野で関連する取組や投資を強化し、世界をリードする。

成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)(抄)

6. 個別分野の取組

(2) 新たに講ずべき具体的施策

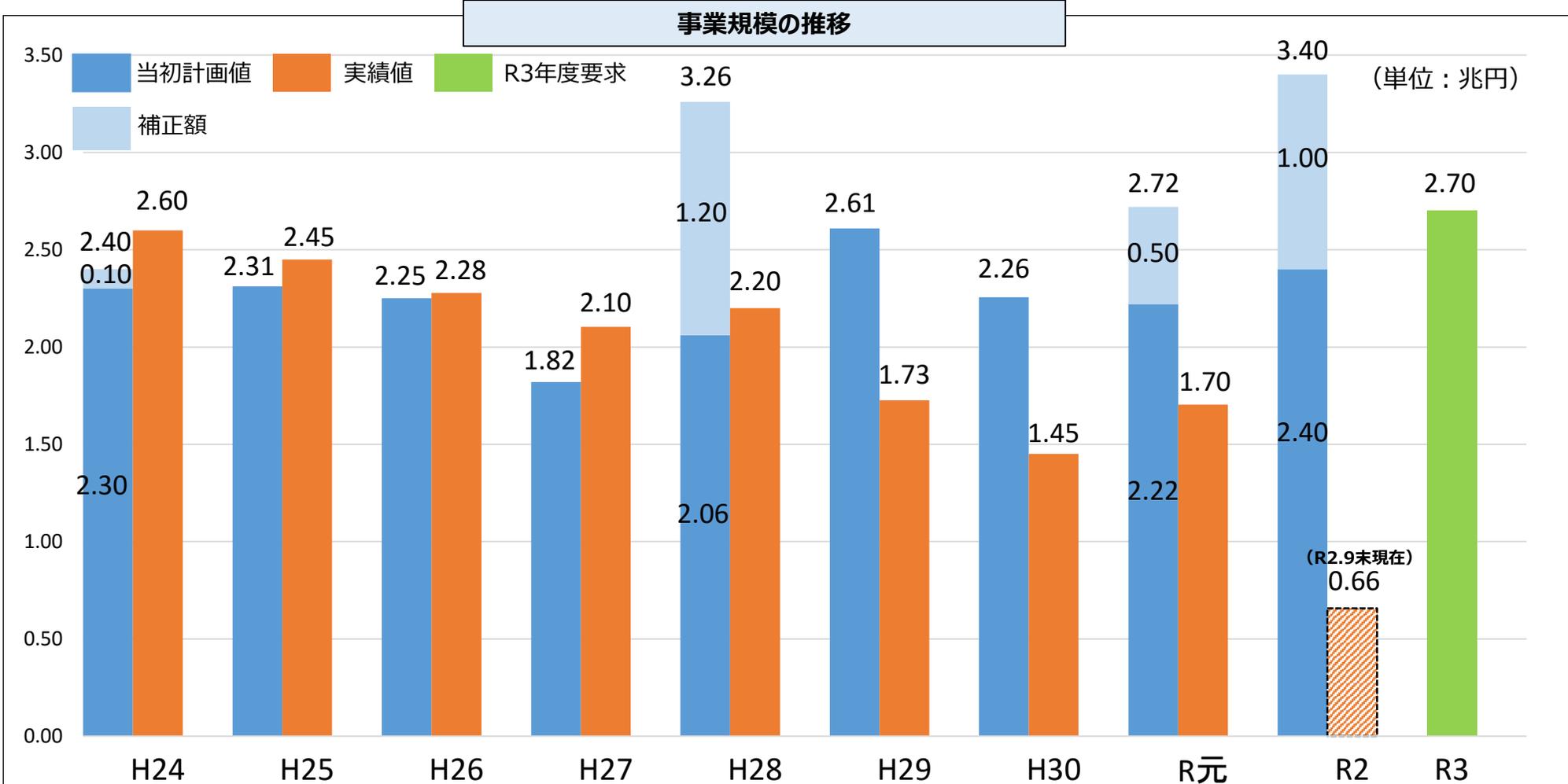
x) 海外の成長市場の取り込み

② 日本企業の国際展開支援

- ・デジタル技術等の最先端技術を活用したスマート化の急速な進展を見据えて、スマートシティ等の海外展開を促進し、国内外の実証・調査やSociety 5.0の成果等の活用を通じて、モビリティ、公共安全、エネルギー、環境、防災、医療・ヘルスケアなどの分野で我が国の課題解決力を活用し、ESG投資を呼び込み、SDGs等の達成に貢献する。
- ・我が国企業と現地パートナーとの連携と円滑な共同事業運営を促進するため、公的金融、官民ファンド、オープン・イノベーション促進税制等の活用によるM&Aのほか、人材育成を強化する。また、スタートアップ企業を含めたビジネス参入機会の拡大を図るため、独立行政法人等の活用や、パートナー国の公的機関や国際開発金融機関との連携を推進する。

1. 令和3年度要求の概要 ③（事業規模（計画・実績））

- 平成24年度から令和元年度までの事業規模の平均執行率（実績÷補正後計画）は約8割であり、近年は補正後計画比で実績値が大きく下振れる傾向にある。
- 令和2年度上半期の実績は約0.66兆円（進捗率は約2割）。



注1) H24計画、H28計画、R元計画及びR2計画は補正後の計数である。
 注2) H28以降の計数については特別業務を含む。
 注3) 令和2年10月末の実績は約1兆円となる見込み。

1. 令和3年度要求の概要④（成長投資ファシリティの創設・拡充）

令和2年1月「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年12月閣議決定）の下で「成長投資ファシリティ」創設

➡ 以下2つのウィンドウを設置。

- ▶ **質高インフラ・環境成長ウィンドウ**：地球環境の保全案件を支援。
（例：再エネ案件、海外M&A（環境技術取得））
- ▶ **海外展開支援ウィンドウ**：海外M&A・グローバルサプライチェーン再編等、
日本企業の海外展開を幅広く支援。

令和2年4月「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月閣議決定）の下で「成長投資ファシリティ」を拡充

➡ 新たに以下のウィンドウを追加。

- ▶ **新型コロナ危機対応緊急ウィンドウ**：コロナの影響を受けた日本企業の海外事業を支援。
（原則日本企業の信用による案件）

令和2年7月「国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令」及び関連する財務省告示施行

➡ 新型コロナ危機対応緊急ウィンドウについて、以下の業務が実施可能に

- ▶ **先進国向け融資の拡充**：先進国における製造業等を支援対象に。
- ▶ **国内企業向け融資の拡充**：増資・親子ローンを行う日本の親会社を支援対象に。

※成長投資ファシリティは、出融資保証契約調印が令和3年6月30日までのものが対象。

1. 令和3年度要求の概要⑤（今後想定される取組み）

- 新型コロナウイルス等の影響により、資金ニーズが変化していくことが予測される。政府施策に基づき、コロナの影響を受けた本邦企業の海外事業を支援するとともに、ウィズ/ポストコロナを見据えたサプライチェーン再編・脱炭素化等への対応も念頭に業務を展開する予定。
- また、成長分野においても、民業補完に徹しつつ、我が国産業の国際競争力強化等の観点から一層の役割を果たすことが期待される。

これまでの支援①

- バングラデシュガス焚複合火力発電事業
265百万米ドル（令和2年7月調印）



これまでの支援②

- 日本製鉄：印・製鉄企業買収
30.9億米ドル（令和2年3月調印）



今後想定される取組み

◇ コロナの影響を受けた海外事業支援

コロナの影響を受けた本邦企業の海外事業を支援。

◇ サプライチェーン再編支援

コロナの影響・通商摩擦等により顕在化した国際的なサプライチェーン問題を受け、本邦企業によるサプライチェーンの多元化・強靱化に向けた取り組みを支援。

◇ インフラ事業支援

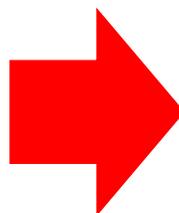
本邦企業が行う海外インフラ事業（脱炭素化に資するものを含む）を、官民一体の取り組みにより支援。

◇ 事業開発等金融の活用

コロナの影響を受けた途上国（例えば、本邦企業が進出するなど地経学的・地政学的に重要な国）において、ホスト国政府等を通じた現地サプライチェーン支援等を実施。

◇ 資源開発等

本邦企業が参画する資源・エネルギー関連事業を、バリューチェーンの上流から下流まで幅広く支援することで、重要資源の安定供給確保を促進。



1. 令和 3 年度要求の概要

2. 編成上の論点

- (1) 論点：今後の自己資本（リスクバッファ）の水準
- (2) 論点を巡る状況
 - ・ 大型案件の実績と見込み
 - ・ これまでの自己資本等の推移
 - ・ 自己資本比率向上に資する取組み
 - ・ 今後の視点

2. (1) 論点：今後の自己資本（リスクバッファ）の水準

- JBICには、引き続き、我が国産業の国際競争力強化を推進する等の役割と資金供給が期待されているが、社会・経済情勢が変化する中で、産投出資をより効果的に活用する観点から、JBICに求められる役割を果たすために必要となるリスクバッファはどれくらいか見極める必要がある。



- 与信集中（大口エクスポージャー）管理及び財務の健全性の観点から、一定程度のリスクバッファの必要性は認められるが、これまでの出融資保証の実績や現在の資本水準等に照らしながら検討すべきではないか。

2. (2) 論点を巡る状況（大型案件の実績と見込み）

- JBICは、一般業務において、これまでリスクバッファを積み増しながら以下のような大型案件を実施してきた。
- 他方、平成28年10月に開始した特別業務においては、リスクバッファを積み増しているものの、まだ実績が比較的規模の小さい5件（承諾額合計428億円）に留まっている。

※ 承諾額に対する資本の額は案件毎の所要リスクバッファを勘案した水準となる。

※ JBICとしては、今後LNG開発事業等の1,000億円以上の融資案件があるとしている。

一般業務の大型承諾済案件（H30～R元年度、上位3件）

	調印日	国・地域	案件	JBIC承諾額
1	H30/12/3	アイルランド	バイオ医薬品企業（Shire）の買収【武田薬品工業】	4,200億円
2	R2/3/16	インド	製鉄会社の買収【AMNS LUXEMBOURG HOLDING S.A.】	3,424億円
3	R元/3/12	マレーシア	サムライ債の保証【マレーシア政府】	2,000億円

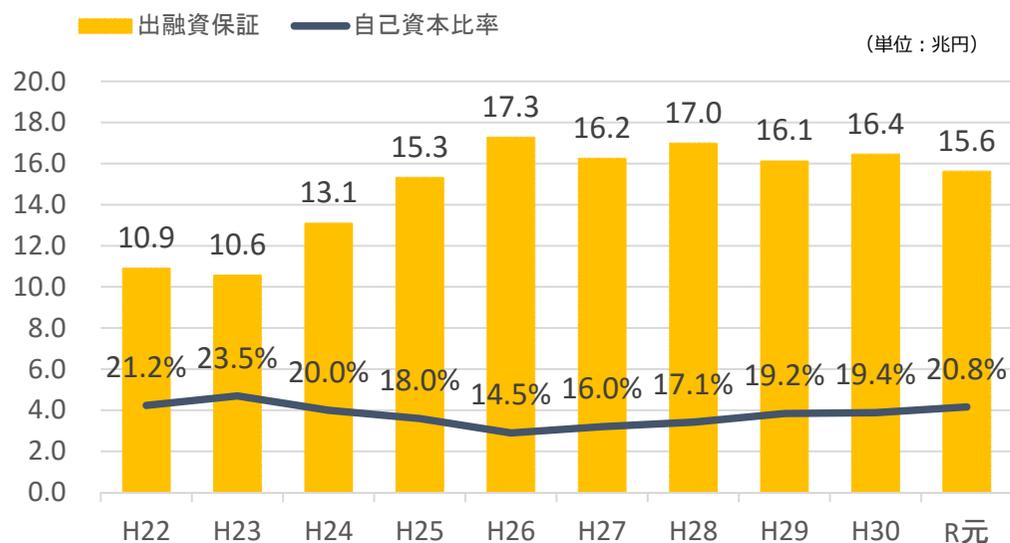
特別業務の承諾済案件（H28年10月～現在までの全5案件）

	調印日	国・地域	案件	JBIC承諾額
	H29/3/27	イラク	変電所機器輸出【豊田通商、東芝、明電舎】	324億円
	H29/5/19	アルゼンチン	自動列車停止システム輸出【丸紅、日本信号】	34億円
	H30/11/29	アルゼンチン	インフラ輸出向けクレジットライン【日本企業のインフラ輸出】	40億円
	R2/6/15	アイルランド	短期電力調整サービス事業出資 【エクセルギー・パワー・システムズ】	5億円
	R2/6/16	アメリカ	水素ステーション整備及び運営事業出資【三井物産】	25億円

2. (2) 論点を巡る状況（これまでの自己資本等の推移）

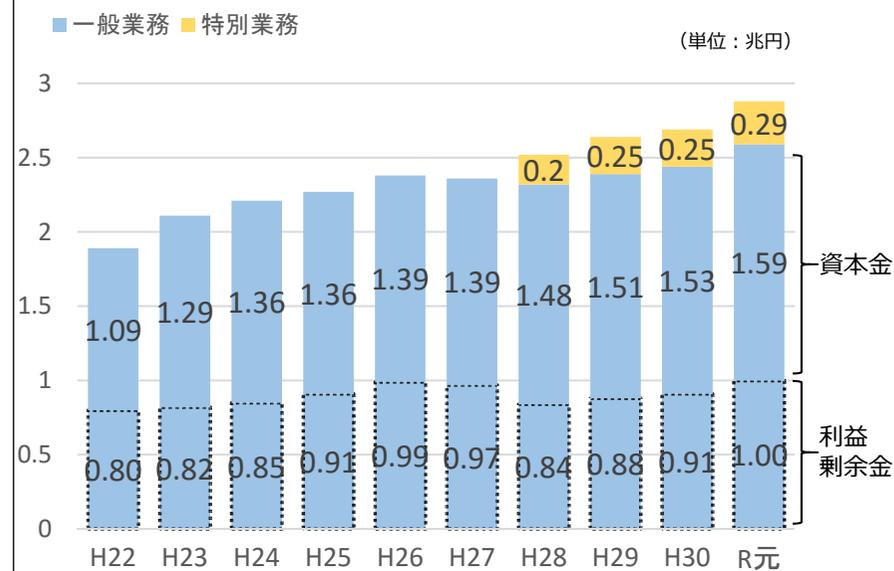
- これまで産投出資を積み増してきた結果、自己資本は年々充実してきている。
- 与信集中管理及びリスクバッファ確保という観点だけでなく、出融資保証の実績を踏まえた資金の有効活用という観点から必要な自己資本の水準を検討する必要。

自己資本比率の推移

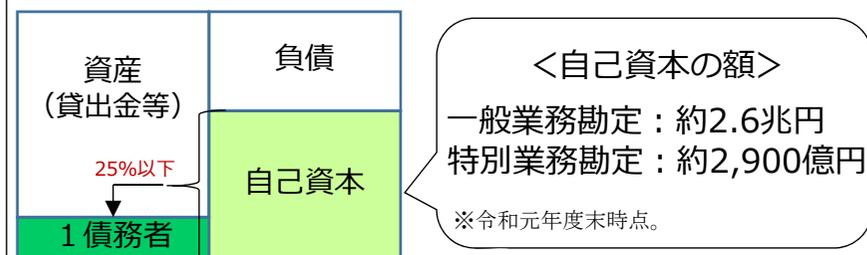


- ◇ 出融資保証残高は足元16兆円前後で横ばい推移。
※平成24年のJBIC分離後、出融資保証残高は約1.5倍（約15兆円）に増加
- ◇ 自己資本比率は平成26年度から上昇を続け、20%強に達している。

自己資本の推移



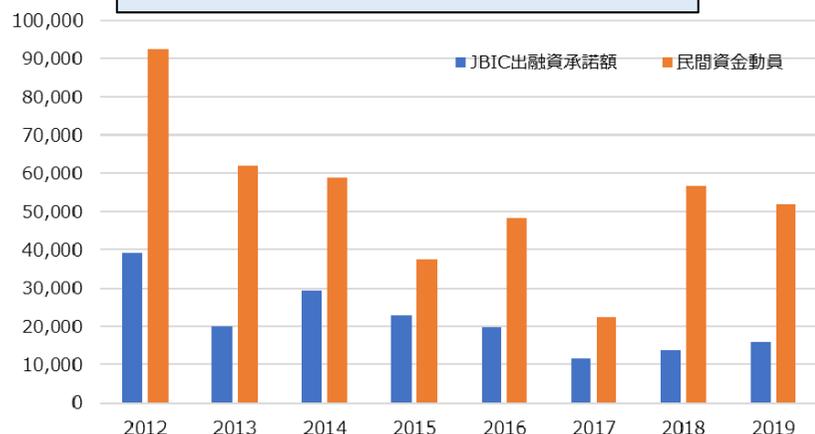
JBICの与信集中(大口エクスポージャー)管理



2. (2) 論点を巡る状況（自己資本比率向上に資する取組み）

- 協調融資を通じて民間資金動員の最大化を図っており、平成24年度以降は年平均約5.4兆円（JBIC承諾額の2.5倍）の民間資金動員を実現。
- 他方、中期経営計画の重点取組課題の中で「既往融資の債権流動化」を掲げているが、流動化対象額7,448億円のうち実績は約1,000億円に過ぎず、バランスシート効率化の取組みは限定的。

JBICによる民間資金動員の額



(注) 民間資金動員額は、JBICが参画した案件において民間から動員された出融資(コミットベース)である。

JBIC貸付債権のうち流動化対象額

年度	流動化対象額	融資承諾額全体に占める割合
平成26年度	3,215億円	11%
平成27年度	508億円	2%
平成28年度	1,458億円	8%
平成29年度	1,134億円	11%
平成30年度	434億円	3%
令和元年度	699億円	4%
合計	7,448億円	7%

(注) 令和元年度末時点。

地域金融機関等との連携

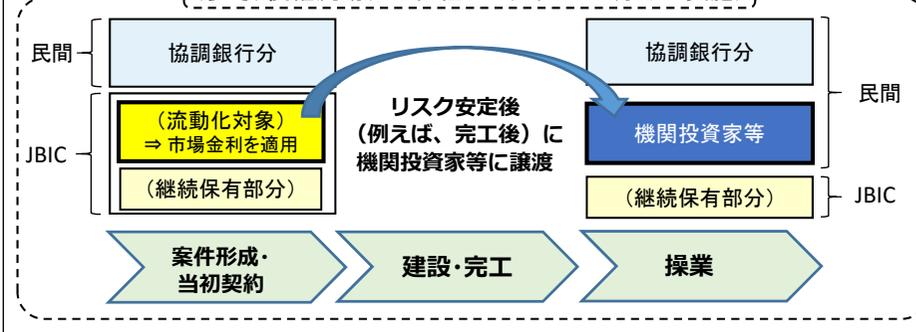
- 地域金融機関向けセミナー等の開催
【参考】 H30～R2年度上期実績：31回
⇒ 地銀・生保等がJBICと連携し、日本企業の海外展開に係る協調融資等を実施。

【参考】 H30～R2年度上期実績：113機関

【参考】 第3期中期経営計画の重点取組課題「業務機能の高度化」における取組目標より

- <民間金融機関のビジネスモデルを踏まえた民間資金動員の更なる推進>
- (前略) 既往融資の債権流動化等を通じた新たな投資機会の提供やセミナー開催による情報提供等を通じた協調融資先等の裾野の拡大を促進

(参考) 債権流動化の仕組み (トランシェ分けの実施)



2. (2) 論点を巡る状況（今後の視点）

- 令和3年度においては、これまでの当分科会における議論(※)や、産業投資に関する基本的な考え方を踏まえたうえで、リスクバッファの適正な水準や既往出資の活用状況について、検討を行っていく必要がある。

※ 近年では、平成29年10月、令和元年11月にJBICについての議論が行われている。

(参考)「今後の産業投資について」抜粋
(令和元年6月14日財政制度等審議会財政投融资分科会報告書)

ii. ガバナンスの方策

融資業務等のリスクバッファとして産投出資を行った産投機関は、政策性に係るガバナンスを通じて、産業投資の役割及び産投機関の個別の政策目的に合致した業務の執行を行う必要がある。特に、政策的必要性の高いプロジェクトを支援するための財務基盤強化等として措置した産投出資は、例えば、当該プロジェクトの見直し・完了、社会情勢の変化等により、足下で当該プロジェクトの資金として一部活用されなくなる場合もあることに留意する必要がある。また、収益性に係るガバナンスを通じて、適切に収益性の確保を図ることも重要である。

こうした点や政策性の観点から、民間資金の呼び水・補完という基本的な考え方を踏まえつつ、産業投資は、産投機関における既往出資の活用状況を定期的に確認することが適当である。併せて、既往出資の産投機関の財務の健全性及び収益性の状況についても確認することが必要である。

以上のことから、投資の直接の原資以外の産投出資のガバナンスの方策として、産投機関・主務省から毎年8月末に既往出資の活用状況等についての報告を受けることとし、産投出資の要求がない産投機関分も含めて、財政投融资計画の編成過程において、既往出資の取扱いについて検討することが必要である。